

千葉市政担当記者 様

## 児童手当の誤支給について

千葉市では、児童手当支給のシステム設定に誤りがあり、一定条件下の支給対象世帯について、平成24年10月支給分以降の支給額の一部に誤りがあったことが判明しましたので、お知らせします。

### 1 事案の概要

平成24年度の「子ども手当」から「児童手当」への移行に伴う手当支給のためのシステム改修時に誤りがあり、所得制限限度額と同額の世帯の支給額（平成24年10月支給分から平成29年2月支給分）について、本来支給すべき額よりも多く支給していた。

### 2 判明の経緯

平成29年1月に、手当支給のための新しいシステムの稼働に伴い、支給誤りの防止のため、旧システムにおける受給権者の受給金額と新システムの受給金額を突合したところ、旧システムの誤りにより、所得制限限度額と同額の世帯について、平成24年10月支給分から、支給誤りを生じていたことが判明した。

※児童手当では所得制限限度額と同額の際、特例給付の対象（5,000円/月）となるのが正しいが、旧システムでは、児童手当の対象として支給していた（10,000円/月又は15,000円/月）。

### 3 誤支給の内容

(1) 対象世帯数 30世帯（延41世帯）

(2) 過払い額 合計 4,790,000円

(※1世帯あたりの過払い額 最大560,000円、最少40,000円)

(3) 各年度の状況

年度	延対象世帯	過払い額
28	16世帯	1,260,000円
27	6世帯	710,000円
26	8世帯	1,070,000円
25	6世帯	870,000円
24	5世帯	880,000円
合計	延41世帯	4,790,000円

※各年度6月の現況届により支給額を決定し、3回に分けて支給（6～9月分を10月、10月～1月分を2月、2月～5月分を6月に支給）。

### 4 原因

平成24年度の制度改正に伴うシステム改修の設定の際、本来、所得制限限度額以上の方を特例給付とするのが正しいところ、所得制限限度額を超える方を特例給付として設定していたもの。

### 5 今後の対応

(1) 平成29年6月の支給（平成29年2～5月分）から、正しい金額に修正する。

(2) 今後、対象の受給者に連絡し、謝罪とともに、過払い分の返還をお願いする。

※返還方法については、今後の支給との相殺、納付書による分納払い等で対応。